

災害発生時における支援に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）及びアマゾン ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、徳島県内において南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生時（以下「災害発生時」という。）において、避難生活の長期化が予想される避難所において必要となる物資の情報を「ほしい物リスト」サービスを介して迅速に公開する活動を支援することにより、必要な物資の調達がより迅速かつ的確に行われることを可能とすることを目的とする（以下「本目的」という。）。

第2条（本協定における取組）

本協定における取組の内容は次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害発生時に、避難所において「ほしい物リスト」が適正に利用されるよう、必要な措置を講ずる。
 - (2) 乙は、「ほしい物リスト」に関するマニュアルを甲に対して提供する。乙は、災害発生時には、避難所ごとに作成された「ほしい物リスト」が被災地支援を希望する者に周知されるよう、避難所への物流が回復次第、Amazon.co.jp上での特設ページの公開等の、本目的に合致する活動の支援を行うことに努める。
 - (3) 甲及び乙は、本目的を達成するために必要な情報共有に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するように努めるものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、合意した取組を随時実施することができるものとする。

第3条（費用）

前条に基づく、甲及び乙の取組は、別段の合意が無い限り無償で行われるものとし、それぞれの取組に係る旅費・通信費、その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（本協定の公表）

甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合には、あらかじめ、その時期、方法及び内容等について、両者で別途協議の上、決定しなければならない。

第5条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他方の当事者に対し、本協定を更新しない旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。いずれの当事者も、事由の如何を問わず、本契約の期間中であっても、解約日の1ヶ月前までに他方の当事者に書面により予告することにより、本協定を解約することができるものとする。

第6条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図ることに努める。

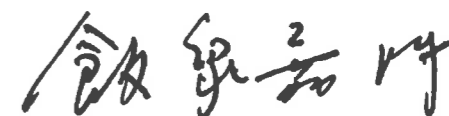
以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年9月5日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事



乙 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

アマゾン ジャパン株式会社

代表取締役社長

